

第79回 定時株主総会 招集ご通知

株式会社 **フジ・メディア・ホールディングス**

開催
日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

議決権を事前行使いただける場合

書面またはインターネット等により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権
行使期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分まで

証券コード：4676

目次

第79回 定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	4
株主総会参考書類	7

添付書類

事業報告	33
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57

- ・本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・本株主総会におきまして、お土産のご用意および軽食のご提供はございません。また、会場内におけるご飲食をお断りいたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 4676
2020年6月10日

株主の皆様へ

東京都港区台場二丁目4番8号
株式会社 **フジメディア・ホールディングス**
代表取締役会長 **宮内正喜**

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として感染への警戒が求められる状況が続いております。当社といたしましては、現下の情勢を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施の上で、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

しかしながら、多数の株主様にご来場された場合、結果として3つの密（密閉・密集・密接）が生じ株主様ご自身の感染リスクを高めてしまう懸念がございます。

こうした状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始：午前9時)

2.場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3.目的事項**報告事項**

- 1.第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第79期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4.議決権行使について

後記「議決権行使方法のご案内」に記載のとおりです。

以 上

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

- 本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。なお、本年よりスマート行使をご利用いただけますので、ご活用ください。(詳細は5ページをご覧ください)
- 本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日におけるウイルスの流行状況をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 当日は、受付前にサーモグラフィーにて株主様の体温を計測させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ご来場の株主様の安全のため、運営スタッフの指示に従っていただけない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時間が変更となる場合があります。また、株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujimediahd.co.jp/>) を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

お知らせ

- 第79回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 第79回定時株主総会招集ご通知添付書類に含まれる事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した書類の一部です。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.fujimediahd.co.jp/>

議決権行使方法のご案内

事前行使いただける場合



インターネット等によるご行使

行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(詳細は5ページをご覧ください)

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



郵送によるご行使

行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

当日ご出席の場合



株主総会日時

2020年6月25日(木曜日)午前10時開催
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

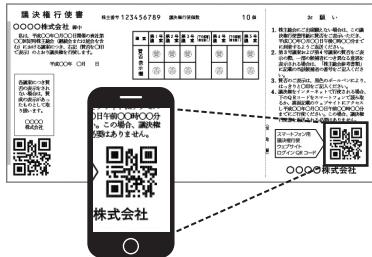
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお状況により入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

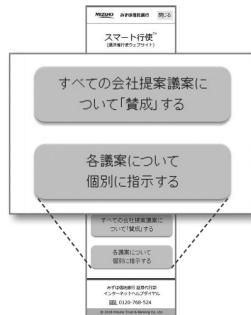
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

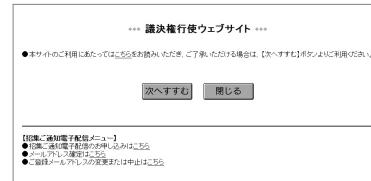
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

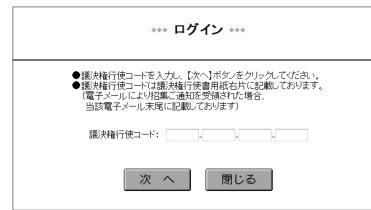
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使サイト：
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

- 2 ログインする



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

- 1 「議決権行使コード」と「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙をご覧ください。

機関投資家の皆様へ

㈱ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

議決権行使について

(1)賛否の取扱い

議決権行使書またはインターネット等による議決権行使の際に、議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取扱いいたします。

(2)議決権の重複行使

- ① 議決権行使書とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- ② インターネット等による方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

(3)議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権の行使につき委任を受けた代理人が議決権行使書用紙を持参し、代理権を証明する書面とともに会場受付にご提出ください。代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

(4)議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部(下記)**までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (受付時間 平日午前9時～午後9時)

(2)上記以外に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (受付時間 平日午前9時～午後5時)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、認定放送持株会社体制のもと、企業価値の増大に向け積極的にグループ事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主に配分することを基本方針としております。

剰余金の配当については連結ベースの目標配当性向40%を基本に、株主への利益還元を重視する観点から配当の安定性等を考慮して決定する方針といたします。当期の期末配当につきましては、この方針を基に、当期の連結決算における特殊要因である厚生年金基金代行返上益等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類 金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金	22円
総 額	5,152,278,252円
(中間配当金 22円を含め、年間配当金は1株につき 44円)	

3 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、認定放送持株会社として放送の公共性を重んじ、もって社会的責任を全うする基本理念に基づき、上場企業として会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として認識しております。

今般、社外取締役を中心とする監査等委員会が取締役の職務執行の監査等を行うとともに、各監査等委員が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する定めの新設、監査役および監査役会に関する定め削除ならびに取締役および取締役会に関する定めの変更等をいたしたいと存じます。

(2) 事業目的の追加

当社グループの事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものです。

(3) その他

上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、その他所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (条文省略)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>1. ~9. (条文省略)</p> <p>10. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画テープ、ビデオディスク、レコード、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売 (新 設)</p> <p>11. ~15. (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第1条</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ~9. (現行どおり)</p> <p>10. 著作物・標章等を複製、使用した録音・録画メディア、日用品雑貨、スポーツ用品、衣類、家具、飲食物の販売</p> <p>11. <u>インターネット等におけるコンテンツ企画、制作、配信及び販売</u></p> <p>12. ~16. (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 本会社の取締役は、20名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選任) 第20条 本会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) (新 設)</p> <p>(任期) 第21条 本会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 本会社の取締役は、18名以内とする。 ② 前項に定める取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任) 第20条 本会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり) ③ 監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第21条 本会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>② 本会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(招集通知) 第24条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規定) 第26条 本会社の取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、<u>本会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会で定める取締役会規定による。</u></p> <p>(報酬等) 第27条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 本会社を代表する取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(招集通知) 第24条 本会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 本会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規定) 第27条 本会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、<u>取締役会の決議により定める取締役会規定による。</u></p> <p>(報酬等) 第28条 本会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第31条 本会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 本会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 本会社は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第34条 本会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 本会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査役会の決議により定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 本会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第37条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 本会社の監査等委員会は、その決議によつて常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p>(招集通知)</p> <p>第32条 本会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 本会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定める事項のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（18名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いするものです。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1 再任	宮内正喜 (みやうち まさき)	代表取締役会長	11/11 回
2 再任	金光修 (かねみつ おさむ)	代表取締役社長	11/11 回
3 再任	和賀井隆 (わがい たかし)	専務取締役	11/11 回
4 再任	羽原毅 (はばら つよし)	専務取締役	11/11 回
5 再任	清水賢治 (しみず けんじ)	取締役	9/9 回
6 再任	日枝久 (ひえだ ひさし)	取締役相談役	11/11 回
7 再任	遠藤龍之介 (えんどう りゅうのすけ)	取締役	11/11 回
8 再任	清原武彦 (きよはら たけひこ)	取締役	11/11 回
9 再任 社外 独立役員	島谷能成 (しまたに よししげ)	取締役	10/11 回
10 再任 社外 独立役員	三木明博 (みき あきひろ)	取締役	11/11 回

(注) 取締役清水賢治氏の取締役会出席回数は、2019年6月26日就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者
番号

1

みや うち まさ き
宮 内 正 喜

再任

生年月日

1944年1月28日

所有する当社の株式数

32,281株

略歴および当社における地位

1967年4月 当社入社
 1999年6月 当社編成制作本部編成制作局長
 2000年7月 当社執行役員編成制作本部編成制作局長
 2001年6月 当社常務取締役
 2006年6月 当社専務取締役
 2007年6月 岡山放送(株)代表取締役社長
 2015年7月 (株)ビーエスフジ代表取締役社長
 2016年6月 当社取締役
 (株)フジテレビジョン取締役
 2017年6月 当社代表取締役社長
 (株)フジテレビジョン代表取締役社長
 2019年6月 当社代表取締役会長(現任)
 (株)フジテレビジョン代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン代表取締役会長

【取締役候補者とした理由】

現在、当社および中核子会社(株)フジテレビジョンの代表取締役会長として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、過去に当社において編成・番組制作・総務等の分野に従事し、テレビ事業会社において代表取締役を務め、メディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 宮内正喜氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

2

かね みつ おさむ
金 光 修

再任

生年月日

1954年10月28日

所有する当社の株式数

19,137株

略歴および当社における地位

- 1983年 4月 当社入社
 2009年 6月 (株)フジテレビジョン経営企画局長
 2011年 6月 当社経営企画局長
 2012年 6月 当社執行役員経営企画局長
 (株)フジテレビジョン執行役員経営企画局長
 2013年 6月 当社常務取締役
 (株)ディノス(現(株)ディノス・セシール)取締役
 (現任)
 2015年 6月 当社専務取締役
 (株)スペースシャワーネットワーク取締役(現任)
 2017年 6月 (株)フジテレビジョン専務取締役
 (株)ビーエスフジ監査役(現任)
 2019年 6月 当社代表取締役社長(現任)
 (株)フジテレビジョン取締役(現任)
 (株)ニッポン放送取締役(現任)
 (株)産業経済新聞社監査役(現任)

重要な兼職の状況

- (株)フジテレビジョン取締役
 (株)ニッポン放送取締役
 (株)産業経済新聞社監査役
 (株)ビーエスフジ監査役
 (株)ディノス・セシール取締役
 (株)スペースシャワーネットワーク取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社の代表取締役社長として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、過去に当社および(株)フジテレビジョンにおいて、編成・総合開発・広報・経営企画・財経等の分野に従事し、メディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 金光修氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

3

わ が い たかし
和 賀 井 隆

再任

生年月日

1952年10月6日

所有する当社の株式数

22,068株

略歴および当社における地位

1986年 5月 当社入社
2009年 6月 (株)フジテレビジョン情報システム局長
2011年 6月 当社総務局長
(株)フジテレビジョン総務局長
2012年 6月 同社取締役
2013年 6月 当社常務取締役
2017年 6月 (株)フジテレビジョン常務取締役
(株)仙台放送監査役(現任)
2019年 6月 当社専務取締役(現任)
(株)フジテレビジョン専務取締役(現任)

担当

適正業務推進室・総務・人事

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン専務取締役
(株)仙台放送監査役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社の専務取締役として適正業務推進室・総務・人事を担当するとともに、中核子会社(株)フジテレビジョンの専務取締役として番組審議室・総務・人事を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。また、過去に当社および(株)フジテレビジョンにおいて情報システム・総務等の分野に従事し、メディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 和賀井隆氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

4

は ばら つよし
羽 原 毅

再任

生年月日

1953年10月13日

所有する当社の株式数

9,028株

略歴および当社における地位

1988年 4月 当社入社
 2001年 6月 当社経理局長
 2009年10月 当社執行役員経理局長
 2013年 6月 (株)ビーエスフジ常務取締役
 2017年 6月 当社常務取締役
 (株)フジテレビジョン常務取締役
 2019年 6月 当社専務取締役(現任)
 (株)フジテレビジョン専務取締役(現任)
 (株)サンケイビル監査役(現任)

担当

財経

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン専務取締役
 (株)サンケイビル監査役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社および中核子会社(株)フジテレビジョンの専務取締役として財経を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。また、過去に当社および子会社(株)ビーエスフジにおいて、経理・経営企画等の分野に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見ならびにメディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 羽原毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

5

し みず けん じ
清 水 賢 治

再任

生年月日

1961年1月3日

所有する当社の株式数

8,207株

略歴および当社における地位

1983年 4月 当社入社
2012年 6月 (株)フジテレビジョン総合メディア開発メディア推進局長
2013年 6月 同社総合開発局長
2014年 6月 同社執行役員総合開発局長
東映アニメーション(株)取締役(現任)
2017年 7月 当社執行役員常務経営企画担当
(株)フジテレビジョン執行役員常務経営企画局長
2019年 6月 当社取締役(現任)
(株)フジテレビジョン取締役(現任)
(株)ポニーキャニオン監査役(現任)

担当

経営企画・広報IR

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン取締役
(株)ポニーキャニオン監査役
東映アニメーション(株)取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社の取締役として経営企画・広報IRを担当するとともに、中核子会社(株)フジテレビジョンの取締役として総合メディア推進本部・経営企画を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。また過去に当社および(株)フジテレビジョンにおいて編成・映画・総合開発等の分野に従事し、メディア事業に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。その豊富な経験・知見等による貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 清水賢治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

6

ひ えだ ひさし
日 枝 久

再任

生年月日

1937年12月31日

所有する当社の株式数

213,843株

略歴および当社における地位

1961年 4月 当社入社
 1980年 5月 当社編成局長
 1983年 6月 当社取締役
 1986年 6月 当社常務取締役
 1988年 6月 当社代表取締役社長
 1989年 6月 (株)サンケイビル取締役(現任)
 1991年 6月 北海道文化放送(株)取締役(現任)
 1993年 6月 (株)産業経済新聞社取締役相談役(現任)
 東海テレビ放送(株)取締役(現任)
 (株)テレビ西日本取締役(現任)
 1994年 6月 関西テレビ放送(株)取締役(現任)
 2001年 6月 当社代表取締役会長
 2008年10月 (株)フジテレビジョン代表取締役会長
 2017年 6月 当社取締役相談役(現任)
 (株)フジテレビジョン取締役相談役(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン取締役相談役
 (株)産業経済新聞社取締役相談役
 (株)サンケイビル取締役
 関西テレビ放送(株)取締役
 東海テレビ放送(株)取締役
 (株)テレビ西日本取締役
 北海道文化放送(株)取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、当社および中核子会社(株)フジテレビジョンの取締役相談役として、経営全般に対する助言など適切な役割を果たしております。また、長年当社の代表取締役を務め、我が国初の認定放送持株会社への移行を実現するなど、メディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 日枝久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

7

えん どう りゅう の すけ
遠 藤 龍之介

再任

生年月日

1956年6月3日

所有する当社の株式数

49,471株

略歴および当社における地位

1981年4月 当社入社
2006年6月 当社広報局長
2007年6月 当社取締役(現任)
2008年10月 (株)フジテレビジョン取締役
2010年6月 同社常務取締役
2013年6月 同社専務取締役
2014年6月 北海道文化放送(株)取締役(現任)
2019年6月 (株)フジテレビジョン代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン代表取締役社長
北海道文化放送(株)取締役

【取締役候補者とした理由】

現在、中核子会社(株)フジテレビジョンの代表取締役社長として、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社取締役として適切な役割を果たしております。また、過去に当社および(株)フジテレビジョンにおいて、編成・番組制作・広報・ネットワーク等の分野に従事し、メディア事業経営に関する豊富な知見と高い専門性を有しております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 遠藤龍之介氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

候補者
番号

8

きよ はら たけ ひこ
清 原 武 彦

再任

生年月日

1937年10月31日

所有する当社の株式数

18,109株

略歴および当社における地位

1990年6月 (株)産業経済新聞社取締役
 1992年6月 同社常務取締役
 1994年6月 同社専務取締役
 1997年6月 同社代表取締役社長
 2004年6月 同社代表取締役会長
 2005年6月 当社取締役(現任)
 2008年10月 (株)フジテレビジョン取締役(現任)
 2011年6月 (株)産業経済新聞社取締役会長
 2015年6月 同社取締役相談役
 2017年6月 同社相談役
 2019年7月 同社特別顧問(現任)

重要な兼職の状況

(株)産業経済新聞社特別顧問
 (株)フジテレビジョン取締役

【取締役候補者とした理由】

新聞事業会社元代表取締役として、メディア事業に関する高い専門性を有しております。また、取締役会内外において、その豊富な経験・知見等に基づく助言・提言を行うなど、取締役として適切な役割を果たしております。今後もさらなる貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 清原武彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
 3. 当社は、清原武彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者
番号

9

しま たに よし しげ
島 谷 能 成

再任 社外 独立役員

生年月日

1952年3月5日

所有する当社の株式数

2,085株

略歴および当社における地位

2001年5月 東宝(株)取締役
 2005年5月 同社常務取締役
 2007年5月 同社専務取締役
 2011年5月 同社代表取締役社長(現任)
 2012年4月 (株)東京楽天地取締役(現任)
 2015年6月 阪急阪神ホールディングス(株)取締役(現任)
 2017年6月 当社取締役(現任)
 (株)フジテレビジョン取締役(現任)
 2019年6月 (株)東京會館取締役(現任)

重要な兼職の状況

東宝(株)代表取締役社長
 (株)フジテレビジョン取締役
 (株)東京楽天地取締役
 阪急阪神ホールディングス(株)取締役
 (株)東京會館取締役

【社外取締役候補者とした理由】

映画・演劇事業上場会社代表取締役として、メディア事業に関する高い専門性を有しております。また、取締役会内外において、その豊富な経験・知見等に基づく助言・提言をいただいております。社外取締役として適切な監督機能を果たし、当社に多大な貢献をいただいております。今後においてもその豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 島谷能成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
3. 島谷能成氏は社外取締役候補者です。
4. 島谷能成氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。同氏は、当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの取締役です。同氏は、2011年6月から2017年6月まで当社の特定関係事業者である関西テレビ放送(株)の社外取締役でした。
5. 当社は、島谷能成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、島谷能成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
7. 島谷能成氏が代表取締役を務める東宝(株)と当社の中核子会社(株)フジテレビジョンとの間には取引関係がありますが、2019年度における取引額は(株)フジテレビジョンの売上高の2%未満です。

候補者
番号

10

み き あき ひろ
三 木 明 博

再任 社外 独立役員

生年月日

1947年7月15日

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位

2001年6月 (株)文化放送取締役
 2004年6月 同社常務取締役
 2007年6月 同社代表取締役社長
 2009年6月 当社取締役(現任)
 (株)フジテレビジョン取締役(現任)
 2017年6月 (株)文化放送代表取締役会長
 2019年4月 同社取締役会長
 2019年6月 同社顧問(現任)

重要な兼職の状況

(株)文化放送顧問
 (株)フジテレビジョン取締役

【社外取締役候補者とした理由】

ラジオ事業会社元代表取締役として、メディア事業に関する高い専門性を有しております。また、取締役会内外において、その豊富な経験・知見等に基づく助言・提言をいただいております。社外取締役として適切な監督機能を果たし、当社に多大な貢献をいただいております。今後においてもその豊富な経験・知見等を当社の経営にいかしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 三木明博氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 三木明博氏は社外取締役候補者です。
 3. 三木明博氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。同氏は、当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの取締役です。
 4. 当社は、三木明博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
 5. 当社は、三木明博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
 6. 三木明博氏が過去に代表取締役を務めていた(株)文化放送と当社の中核子会社(株)フジテレビジョンとの間には取引関係がありますが、2019年度における取引額は(株)フジテレビジョンの売上高の1%未満です。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者 番号		氏名	現在の 地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数
1	新任	尾上規喜 (おのえ きよし)	常勤監査役	11/11 回	8/8 回
2	新任	瀬田宏 (せた ひろし)	常勤監査役	11/11 回	8/8 回
3	新任	社外 独立役員 茂木友三郎 (もぎ ゆうざぶろう)	監査役	10/11 回	7/8 回
4	新任	社外 独立役員 南直哉 (みなみ のぶや)	監査役	11/11 回	8/8 回
5	新任	社外 独立役員 奥島孝康 (おくしま たかやす)	監査役	9/11 回	8/8 回

候補者
番号

1

お の え き よ し
尾 上 規 喜

新任

生年月日

1935年3月16日

所有する当社の株式数

65,498株

略歴および当社における地位

1958年12月 当社入社
 1987年6月 当社技術局長
 1989年6月 当社取締役
 1992年6月 当社常務取締役
 1997年6月 当社専務取締役
 1999年6月 当社代表取締役副社長
 2001年6月 当社取締役相談役
 2003年6月 当社取締役副会長
 2005年6月 当社常勤監査役(現任)
 2008年10月 (株)フジテレビジョン監査役(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

現在、当社の常勤監査役として取締役会および監査役会内外においてその豊富な経験・知見等に基づく助言・提言を行い、経営の健全性確保に適切な役割を果たしております。また、当社において技術・システム・総務・人事等の分野に従事したのち代表取締役副社長を務めるなど、メディア事業に関する高い専門性を有しております。今後も取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務などさらなる貢献が期待されることから、新たに監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 尾上規喜氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
 3. 当社は、尾上規喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。

候補者
番号

2

せ た ひろし
瀬 田 宏

新任

生年月日

1944年9月9日

所有する当社の株式数

40,573株

略歴および当社における地位

1969年 4月 当社入社
 2003年 6月 当社執行役員秘書室長
 2005年 6月 当社上席執行役員秘書室長
 2006年 6月 当社執行役員常務秘書室長
 2007年 6月 当社常務取締役
 2008年10月 当社取締役
 (株)フジテレビジョン常務取締役
 2009年 6月 当社常勤監査役(現任)
 (株)フジテレビジョン監査役(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン監査役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

現在、当社の常勤監査役として取締役会および監査役会内外においてその豊富な経験・知見等に基づく助言・提言を行い、経営の健全性確保に適切な役割を果たしております。また、当社において報道・国際等の分野に従事し、メディア事業に関する高い専門性を有しております。今後も取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務などさらなる貢献が期待されることから、新たに監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 瀬田宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
 3. 当社は、瀬田宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。

候補者
番号

3

も ぎ ゆう ざぶ ろう
茂 木 友三郎

新任 社外 独立役員

生年月日

1935年2月13日

所有する当社の株式数

3,000株

略歴および当社における地位

1979年3月 キッコーマン(株)取締役
 1982年3月 同社常務取締役
 1985年10月 同社代表取締役常務取締役
 1989年3月 同社代表取締役専務取締役
 1994年3月 同社代表取締役副社長
 1995年2月 同社代表取締役社長
 2001年6月 東武鉄道(株)監査役(現任)
 2003年6月 当社監査役(現任)
 2004年6月 キッコーマン(株)代表取締役会長
 2008年10月 (株)フジテレビジョン監査役(現任)
 2009年6月 カルビー(株)取締役(現任)
 2011年6月 キッコーマン(株)取締役名誉会長
 取締役会議長(現任)
 2016年6月 (株)オリエンタルランド取締役(現任)

重要な兼職の状況

キッコーマン(株)取締役名誉会長 取締役会議長
 (株)フジテレビジョン監査役
 カルビー(株)取締役
 (株)オリエンタルランド取締役
 東武鉄道(株)監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

食品事業上場会社元代表取締役として、専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、中立的かつ客観的な視点から、現在、当社の社外監査役として取締役会および監査役会内外において助言・提言を行い、経営の健全性確保に多大な貢献をいただいております。今後においてもその豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 茂木友三郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 茂木友三郎氏は、社外取締役候補者です。
 3. 茂木友三郎氏は、当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの監査役です。
 4. 当社は、茂木友三郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
 5. 茂木友三郎氏は、東京証券取引所が指定を義務づける独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
 6. 茂木友三郎氏が過去に代表取締役を務めていたキッコーマン(株)と当社の中核子会社(株)フジテレビジョンとの間には広告出稿等に係る取引関係がありますが、2019年度における取引額は(株)フジテレビジョンの売上高の1%未満です。

候補者
番号

4

みなみのぶや
南直哉

新任 社外 独立役員

生年月日

1935年11月15日

所有する当社の株式数

10,975株

略歴および当社における地位

1989年6月 東京電力(株)取締役
1991年6月 同社代表取締役常務取締役
1996年6月 同社代表取締役副社長
1999年6月 同社代表取締役社長
2006年6月 当社監査役(現任)
2008年10月 (株)フジテレビジョン監査役(現任)

重要な兼職の状況

(株)フジテレビジョン監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

電力会社元代表取締役として、専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、中立的かつ客観的な視点から、現在、当社の社外監査役として取締役会および監査役会内外において助言・提言を行い、経営の健全性確保に多大な貢献をいただいております。今後においてもその豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 南直哉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
3. 南直哉氏は、社外取締役候補者です。
4. 南直哉氏は、当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの監査役です。
5. 当社は、南直哉氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
6. 南直哉氏は、東京証券取引所が指定を義務づける独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
7. 南直哉氏が過去に代表取締役を務めていた東京電力ホールディングス(株)の子会社東京電力エナジーパートナー(株)と当社の中核子会社(株)フジテレビジョンとの間には広告出稿等に係る取引関係がありますが、2019年度における取引額は(株)フジテレビジョンの売上高の1%未満です。
8. 南直哉氏は東京電力(株)の代表取締役を2002年10月に退任し、その後就任した同社の顧問を2012年4月に退任しており、代表取締役の退任から17年、顧問の退任から8年が経過しております。

候補者
番号

5

おく しま たか やす
奥 島 孝 康

新任 社外 独立役員

生年月日

1939年4月16日

所有する当社の株式数

1,790株

略歴および当社における地位

1976年4月 早稲田大学法学部教授
 1990年9月 同大学法学部長
 1994年11月 同大学総長
 2002年11月 同大学学事顧問
 2004年4月 同大学大学院法務研究科教授
 2009年6月 当社監査役(現任)
 (株)フジテレビジョン監査役(現任)
 2010年10月 (公財)ボーイスカウト日本連盟理事長(現任)
 2010年11月 早稲田大学名誉顧問(現任)
 2014年6月 フクビ化学工業(株)取締役(現任)

重要な兼職の状況

(公財)ボーイスカウト日本連盟理事長
 (株)フジテレビジョン監査役
 フクビ化学工業(株)取締役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

元大学総長、法学博士として、専門的な知識と豊富な経験を有しております。また、中立的かつ客観的な視点から、現在、当社の社外監査役として取締役会および監査役会内外において助言・提言を行い、経営の健全性確保に多大な貢献をいただいております。今後においてもその豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 奥島孝康氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」には、役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
 3. 奥島孝康氏は、社外取締役候補者です。
 4. 奥島孝康氏は、当社の特定関係事業者である(株)フジテレビジョンの監査役です。
 5. 当社は、奥島孝康氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
 6. 奥島孝康氏は、東京証券取引所が指定を義務づける独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
 7. 奥島孝康氏が過去に総長を務めていた学校法人早稲田大学と当社の中核子会社(株)フジテレビジョンとの間には取引関係がありますが、2019年度における取引額は(株)フジテレビジョンの売上高の1%未満です。
 8. 奥島孝康氏は、2020年6月18日付でフクビ化学工業(株)取締役を退任する予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

いい づか ひろ ひこ
飯 塚 浩 彦

社外

生年月日

1957年9月15日

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位

2011年6月 (株)産業経済新聞社取締役
2013年6月 同社常務取締役
2015年6月 同社専務取締役
2017年6月 同社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

(株)産業経済新聞社代表取締役社長

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

新聞事業会社代表取締役として、メディア事業に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。その豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務の適正性を確保するための監査業務および助言・提言ならびに取締役会における議決権行使を通じた監督業務を行っていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 飯塚浩彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯塚浩彦氏は補欠の社外取締役候補者です。
3. 飯塚浩彦氏は、当社の特定関係事業者である(株)産業経済新聞社の代表取締役社長です。
4. 当社は、飯塚浩彦氏が社外取締役として就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1987年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額9億6千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額9億6千万円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は18名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額1億8千万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

政府の月例経済報告によると、当連結会計年度の我が国の経済は「先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と記されており、企業の業況判断は「感染症の影響により、悪化している」とされています。

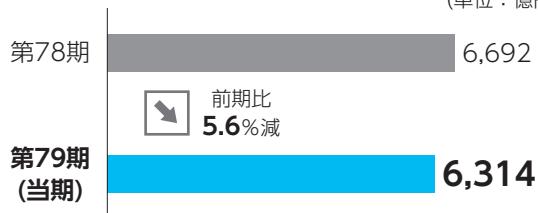
当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染症の影響により、広告収入の減少や観光需要の低下、イベントの中止・延期など少なからず影響を受けましたが、当連結会計年度につきましても、それまで業績が好調に推移してきたことや、営業努力により収益への影響を限定的に抑えることができました。

こうした状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は、メディア・コンテンツ事業、都市開発・観光事業がともに減収となり、全体では前年同期比5.6%減収の6,314億8千2百万円となりました。

営業利益も、メディア・コンテンツ事業、都市開発・観光事業がともに減益となり、前年同期比24.1%減益の263億4千1百万円となりました。経常利益は前年同期比17.0%減益の348億5千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は厚生年金基金代行返上益を特別利益に計上したことで前年同期比74.8%増益の413億7百万円となりました。

売上高

(単位：億円)



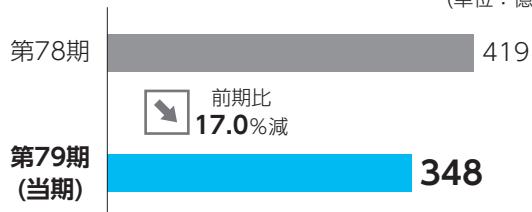
営業利益

(単位：億円)



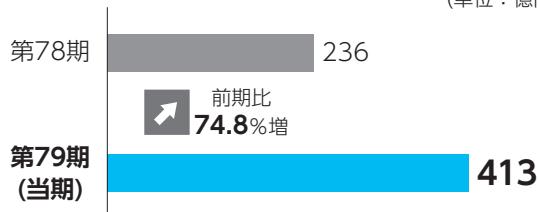
経常利益

(単位：億円)

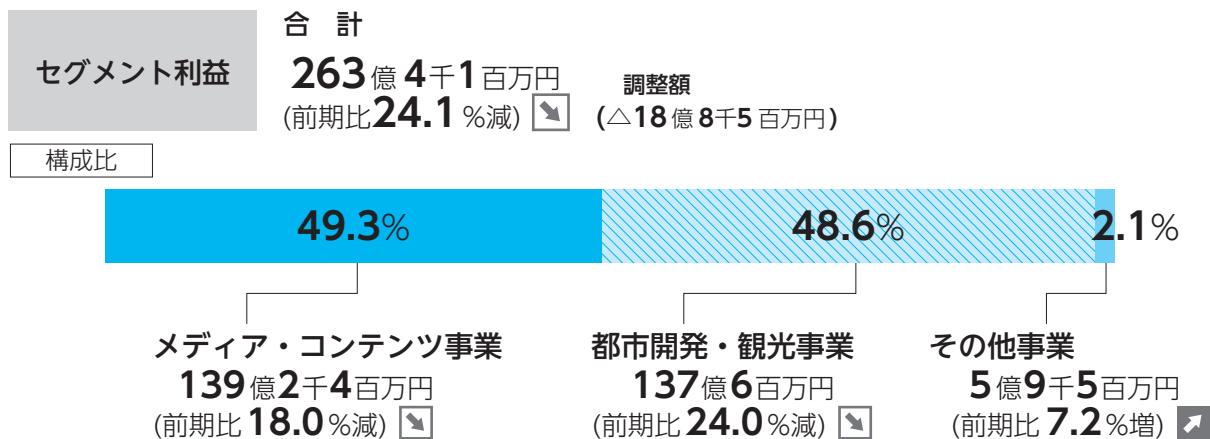
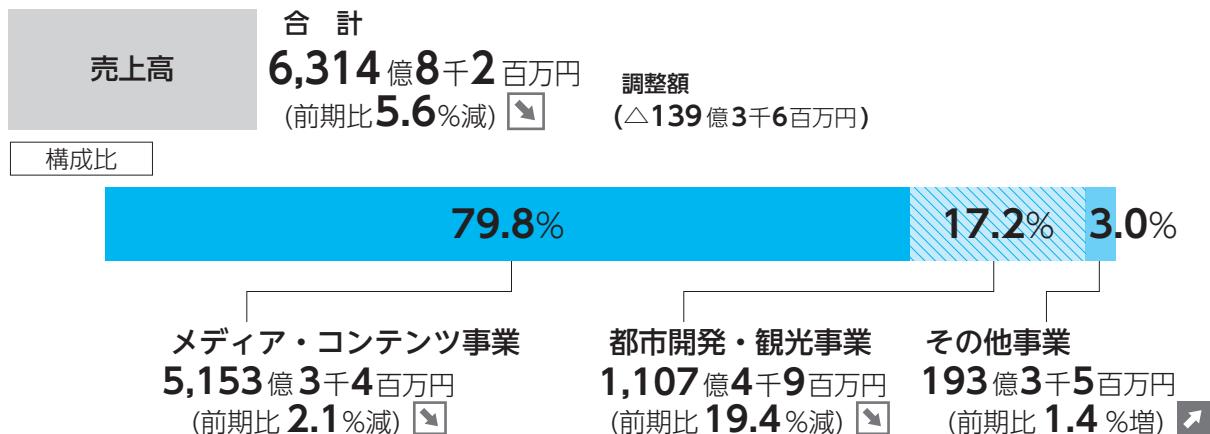


親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)

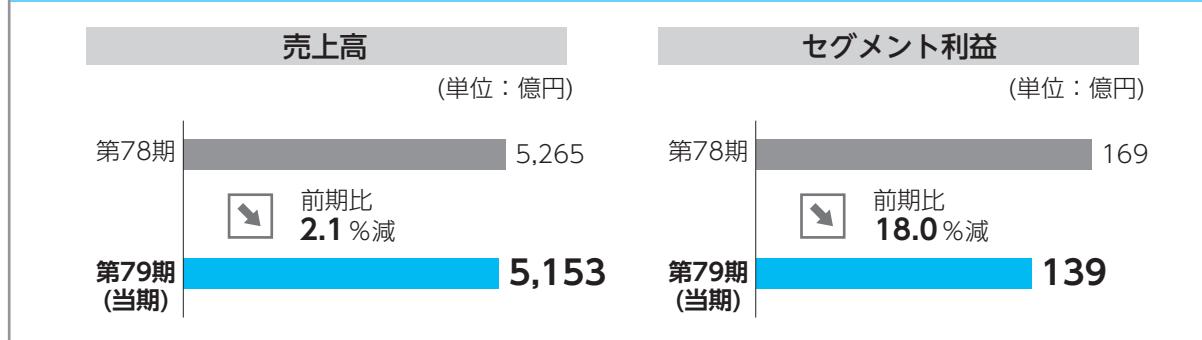


報告セグメントの業績の状況は以下のとおりです。



(注) 調整額を含む数値で構成比を表示しております。

メディア・コンテンツ事業



当社グループの中核子会社である(株)フジテレビジョンの放送収入は、前期の「2018 F I F A ワールドカップロシア」の反動減や、レギュラー番組のセールスに苦戦したことから、2,129億8千万円で前年同期比2.5%の減収となりました。

主力の放送事業のうち、全国放送を対象とするネットタイムセールスは「F I V B ワールドカップバレーボール2019」、「F N S 27時間テレビ」、「サザエさん放送50周年記念アニメ&ドラマ」などが貢献したものの、レギュラー番組の減収を補うことはできませんでした。その結果、ネットタイムセールスの売上高は788億4千8百万円で前年同期比2.0%の減収となりました。

関東地区への放送を対象とするローカルタイムセールスは、セールス区分の変更などもあり、売上高は、123億1千9百万円で前年同期比7.3%の減収となりました。

スポットセールスは、すべての月でシェアを伸ばしたものの広告市況が低迷した影響から通期では前年を下回りました。業種別では「情報・通信・放送」、「エネルギー・機械」が前年を上回る一方、「化粧品・トイレットリー」、「自動車・関連品」などが前年を下回りました。その結果、売上高は895億4千7百万円で前年同期比3.2%の減収となりました。

その他事業では、映画事業において、劇場版「ONE PIECE STAMPEDE」、「記憶にございません!」、「翔んで埼玉」の配給収入や、「万引き家族」、「マスカレード・ホテル」等の二次利用収入などが貢献し増収となりました。デジタル事業も「FOD (フジテレビオンデマンド)」が引き続き好調で、前年の売上を上回ることができました。イベント事業においてはシルク・ドゥ・ソレイユの大型作品「キュリオス」の前期との規模差により減収となりました。その結果、その他事業の売上高は425億4千3百万円で前年同期比14.0%の減収となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響で、3月にカナダで予定されていた「世界フィギ

「エアスケート選手権2020」が中止となり放送を見送ったほか、イベント事業においても2月および3月に東京で予定されていた「東芝グランドコンサート2020」等が中止となりました。

以上により、(株)フジテレビジョン全体の売上高は、前年同期比4.6%減収の2,555億2千3百万円となりました。営業利益は前年同期比29.9%減益の71億6千万円となりました。

(株)ビーエスフジは、放送事業収入ではスポット収入が好調だったものの、タイム収入が伸び悩み、放送事業収入全体で減収となりました。利益面では、BS4K放送費用も増加したことで減益となりました。

(株)ニッポン放送は、ラジオリビング事業が増収となりましたが、放送収入が苦戦し減収となったものの、費用削減等により増益となりました。

(株)ポニーキャニオンは、音楽部門でのヒットに加えて、継続的に進めてきた収益源の多様化が功を奏して、配信、イベント、グッズ等も好調で増収増益となりました。

(株)フジパシフィックミュージックは、著作権使用料収入やマネージメント収入が好調で増収増益となりました。

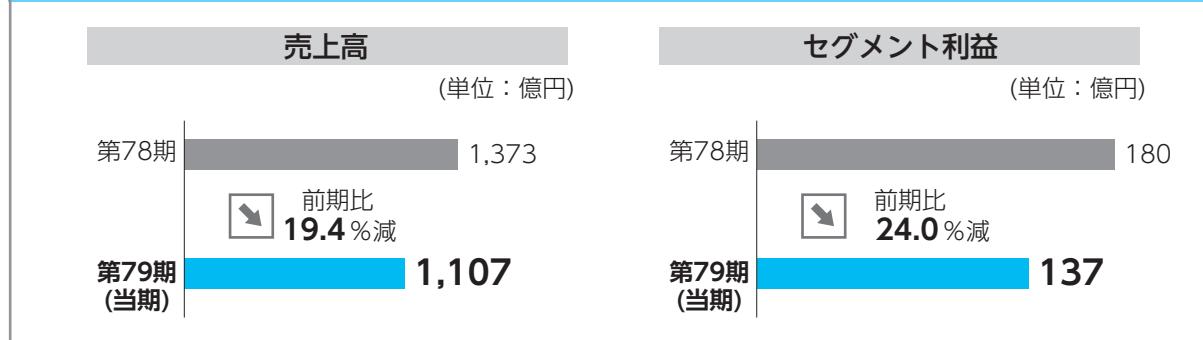
(株)ディノス・セシールのディノス事業は、テレビ通販で美容健康商材を中心に引き続き好調を維持し増収となりましたが、セシール事業は、カタログ通販が伸び悩み減収となりました。その結果、(株)ディノス・セシール全体としては減収減益となりました。

(株)クオラスは、WEB広告、イベントから派生するグッズ販売などが好調で増収となりましたが、テレビ広告等の減収や、3月以降イベント中止に伴う損失計上などにより、減益となりました。

(株)フジゲームスは、新規タイトルや既存タイトルの課金収入が苦戦し、減収となり、営業損失を計上しました。

以上の結果、メディア・コンテンツ事業全体の売上高は、前年同期比2.1%減収の5,153億3千4百万円となり、セグメント利益は同18.0%減益の139億2千4百万円となりました。

都市開発・観光事業

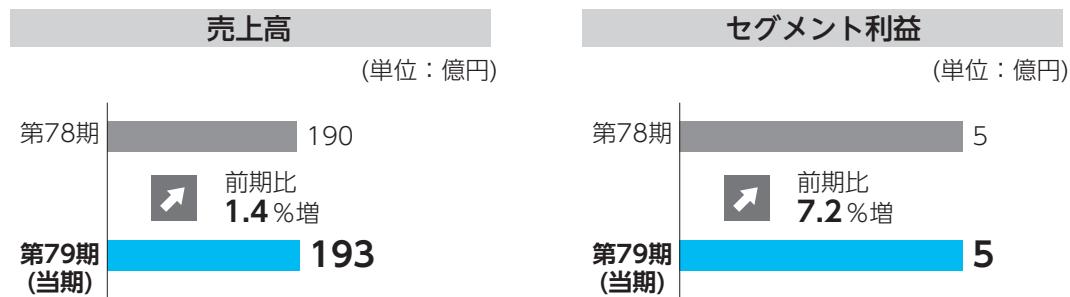


(株)サンケイビルは、ビル事業が減収となったほか、資産開発事業においてサンケイリアルエステート投資法人（REIT）への保有物件売却件数等が前期に比べ減少したことにより、減収減益となりました。

(株)グランビスタホテル&リゾートは、新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドを含む旅行・観光需要の減少を受けて減収となり、営業損失を計上しました。

以上の結果、都市開発・観光事業全体の売上高は、前年同期比19.4%減収の1,107億4千9百万円となり、セグメント利益は同24.0%減益の137億6百万円となりました。

その他事業



その他事業全体の売上高は前年同期比1.4%増収の193億3千5百万円、セグメント利益は同7.2%増益の5億9千5百万円となりました。

持分法適用会社では、フジテレビ系列局、伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)、日本映画放送(株)、(株)WOWOW、(株)産業経済新聞社が持分法による投資利益に貢献しました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は428億9千6百万円で、その主なものは、メディア・コンテンツ事業における放送関連設備や都市開発・観光事業における賃貸等不動産などへの投資です。

3. 対処すべき課題

当社は、放送の公共的使命と社会的責任を常に認識し、放送を中心とした様々な事業を通じて視聴者・利用者をはじめとする国民の皆様の豊かな生活に貢献することを経営の基本方針としております。引き続き、事業環境の変化に的確に対応し、将来に向けた成長を図るために、グループ一丸となって収益力の向上に取り組んでまいります。

(株)フジテレビジョンは、収益の源泉であるコンテンツの強化に経営資源を最大限投下できるよう固定費の見直しなど体質強化に努めてきました。当期は、ゴールデン・プライムタイムの年度視聴率が前期に続き上昇し、スポット収入の東京地区におけるシェアも向上しています。さらに今後は、地上波テレビの広告収入だけでなく、配信等を含めコンテンツから得られる収益を最大化できるようなタイムテーブルの整備と、番組コンテンツの開発、運用を一層強化してまいります。

インターネットでの動画配信や音楽配信、動画広告は飛躍的に拡大し、視聴者のコンテンツへの接触方法も多様化が進んでいます。すでにFOD（フジテレビオンデマンド）が有料会員数を伸ばし収益に貢献する事業に成長していますが、社内に専門組織を新設し、将来のメディア戦略や配信等の新たなビジネスモデルの検討を全社的な体制で進めています。放送と配信がシームレスにつながる新たな視聴スタイルの提案や、データマーケティング、広告配信技術の活用など、利用者の目線に立ったサービスと、広告主のニーズに応えるビジネスモデルによって、新たな収益の柱に成長させていくことを目指し、投資の拡大も含め検討を進めていく方針です。

当社グループでは映画事業が安定して多くの劇場用映画作品を製作する体制が確立され、多数のヒット作を生み出しています。劇場用映画は興行のみならず、有料配信、パッケージ販売、海外ビジネス、そして自社での放送など多くの収益獲得機会が得られ、劇場公開の数年前まで安定した収益をもたらしています。このように放送番組に限らず、多彩な有力コンテンツを生み出すクリエイティブの力、それを様々な形で収益に結び付ける知見が、当社グループのメディア・コンテンツ事業の強みとなっています。

(株)ポニーキャニオンでは、長年主力としてきたCDやDVDなどパッケージ販売の市場縮小に対応して、中期的に収益源の多様化やアーティストの発掘、コンテンツ制作などに取り組んできました。こうした構造的な事業改革が功を奏して当期は大きなヒット作を生み出し、配信、ライブ、さらにパッケージでも高い収益を獲得して同社の業績は大幅に向上しています。

引き続きメディア・コンテンツ事業では、事業環境に応じた改革を中期的に進めるとともに、㈱フジテレビジョンを中心にグループ各社の事業の連動を促し、セグメントが一体となった効率的な運用によって、収益力・経営基盤の強化を図っていきます。また総合コンテンツ・ファクトリーとして、強力なコンテンツ制作力を元に、外部向けのプロダクション機能とコンテンツホルダーとしての収益拡大を推進していきます。

都市開発分野では、資産開発事業の強化とともに、高機能オフィスビルの開発等によるビル賃貸事業の安定的な成長、住宅事業における賃貸事業の強化を進めます。2019年3月に上場したサンケイリアルエステート投資法人（REIT）を通じ、資産循環型ビジネスを強化し、さらなる戦略投資の拡大により成長を図っていきます。

観光分野では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を最小限に抑えつつ、事態収束後の観光需要の再拡大を見据えながら、新規施設の計画的な開業を進めていきます。

さらにグループ全体の持続的な成長に向けて新規分野を獲得・育成していくため、財務の健全性を考慮しながら必要に応じて外部資金の活用と投資の拡大を検討します。引き続き、安定した強固な財務基盤に基づく経営を目指し、グループ構造と事業ポートフォリオの最適化を図ります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、当社グループの各事業も大きな影響を受けています。その中で当社グループは、従業員ならびに出演者やスタッフ、関係者および各事業の顧客の安全を最優先に考えながら、メディア・コンテンツ事業においては、引き続き国民のライフラインとしてのメディアの責任を果たしていくとともに、魅力あるエンタテインメントコンテンツをお届けしていきたいと考えております。都市開発・観光事業では、各地域の事業環境の把握に努め、オフィスビルやホテルなどの運営を状況に応じて最良の方法で進めていきます。そして当社グループ全体で新型コロナウイルスの感染拡大防止に最大限の協力をしていくとともに、事態の収束後にはさらなる成長を実現・加速できるようグループの改革を継続してまいります。

また当社は、本定時株主総会でのご承認を前提に、取締役会の監督機能をさらに強化し、より適切なガバナンス体制の実現を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行します。監査等委員会設置会社への移行に合わせて、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とし、ガバナンス体制の充実を図ります。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第76期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第77期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第78期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第79期 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	653,976	646,536	669,230	631,482
営業利益	22,319	25,258	34,709	26,341
経常利益	30,380	35,120	41,975	34,854
親会社株主に帰属する 当期純利益	27,396	24,956	23,627	41,307
1株当たり当期純利益	118円50銭	107円80銭	102円03銭	178円44銭
総資産	1,185,199	1,246,225	1,290,484	1,254,613
純資産	682,062	721,733	743,348	745,574
1株当たり純資産	2,890円79銭	3,051円02銭	3,150円57銭	3,179円13銭

(注) [第76期]

主力の放送事業などが減収となりましたが、広告事業、都市開発事業などが増収となり、連結売上高は増収となりました。利益面では、広告事業、都市開発事業が増益となりましたが、主力の放送事業の減益などにより営業利益、経常利益は減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、負ののれん発生益の計上などにより増益となりました。

[第77期]

映像音楽事業や都市開発事業などが増収となりましたが、主力の放送事業などが減収となり、連結売上高は減収となりました。利益面では、生活情報事業を除くすべての事業が増益となり、営業利益、経常利益は増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した負ののれん発生益などの反動から減益となりました。

[第78期]

メディア・コンテンツ事業、その他事業が減収となりましたが、都市開発・観光事業が増収となり、連結売上高は増収となりました。利益面では、その他事業が減益となりましたが、メディア・コンテンツ事業、都市開発・観光事業がともに増益となり、営業利益、経常利益は増益となりました。特別損失に減損損失を計上し親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

なお、セグメント区分について、第77期まで「放送事業」、「制作事業」、「映像音楽事業」、「生活情報事業」、「広告事業」、「都市開発事業」、「その他事業」としていたものを、第78期より「メディア・コンテンツ事業」、「都市開発・観光事業」、「その他事業」に変更いたしました。また、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第78期から適用しており、第77期に係る総資産については、遡及処理後の数値を記載しております。

[第79期(当連結会計年度)]

「1.事業の経過およびその成果」に記載したとおりです。

5. 重要な子会社の状況

(1)重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(株)フジテレビジョン	8,800	100.0	テレビ放送
(株)ニッポン放送	100	100.0	ラジオ放送
(株)ポニーキャニオン	100	100.0	映像・音楽ソフトの販売等
(株)ディノス・セシール	100	100.0	通信販売
(株)サンケイビル	28,120	100.0	ビル賃貸、不動産取引

(2)企業結合の経過および成果

合同会社甲子園開発を営業者とする匿名組合は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しました。

エグジットチューンズ(株)は会社分割により重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しました。なお、同社は(株)エグジット音楽出版に商号変更しております。

当社の連結子会社のFUJI MUSIC GROUP, INC.は2020年1月にCHECK YOUR PULSE MUSIC PUBLISHING LLCの全持分を売却したため、同LLCを持分法適用の非連結子会社から除外しました。

当社は2020年3月に、(株)テレビ静岡の株式を追加取得したため、同社を持分法適用関連会社としました。

SKB USA, LLCは2020年3月に、DIAMOND FOURTH PHOENIX LLCに出資したため、同LLCを持分法適用関連会社としました。

この結果、上記の重要な子会社5社を含む当連結会計年度の連結子会社は38社、持分法適用会社は27社となっております。

6. 主要な事業内容

当社グループは、(株)フジ・メディア・ホールディングス（当社）を認定放送持株会社として、主として放送法に定める基幹放送や、放送番組・映画・アニメ・ゲーム・イベント等の制作、映像・音楽ソフトの販売、音楽出版、広告、通信販売等のメディア・コンテンツ事業、ビル賃貸、不動産取引、ホテルリゾート運営等の都市開発・観光事業などを展開しております。

当社グループのセグメントおよび各セグメントの事業の内容は次のとおりです。

セグメントの名称	事業の内容
メディア・コンテンツ事業	テレビ放送、ラジオ放送、放送番組・映画・アニメ・ゲーム・イベント等の制作、映像・音楽ソフトの販売、音楽出版、広告、通信販売等
都市開発・観光事業	ビル賃貸、不動産取引、ホテルリゾート運営等
その他事業	人材派遣、動産リース、ソフトウェア開発等

7. 主要な営業所

(1)当社の主要な営業所

本社……………東京都港区

(2)子会社の主要な営業所

(株)フジテレビジョン(本社)……………東京都港区

(株)ニッポン放送(本社)……………東京都千代田区

(株)ポニーキャニオン(本社)……………東京都港区

(株)ディノス・セシール(本社)……………東京都中野区

(株)サンケイビル(本社)……………東京都千代田区

8. 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
メディア・コンテンツ事業	4,994名	3名減
都市開発・観光事業	2,153名	53名増
その他事業	358名	11名減
全社	13名	14名減
合計	7,518名	25名増

(注) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

9. 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
(株)三井住友銀行	26,300
(株)みずほ銀行	20,300
(株)日本政策投資銀行	16,692
(株)三菱UFJ銀行	16,300
みずほ信託銀行(株)	10,000
三井住友信託銀行(株)	9,500

II 会社の株式に関する事項

1. 発行済株式の総数 234,194,500株(自己株式34株を含む。)
2. 株主数 43,074名
3. 大株主

株主名	持株数 (株)	出資比率 (%)
東宝株式会社	18,572,100	7.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,340,300	6.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,326,900	5.26
株式会社文化放送	7,792,000	3.33
株式会社NTTドコモ	7,700,000	3.29
関西テレビ放送株式会社	6,146,100	2.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	4,650,000	1.99
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	4,607,905	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,342,100	1.85
株式会社ヤクルト本社	3,969,000	1.69

(注) 出資比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合です。

(ご参考)所有者別株式分布状況



(注) 1. 「個人その他」には、自己株式34株および放送法に基づき名義書換を拒否した株式(外国人持株調整株式)33,528千株が含まれております。

2. 放送法で定める外国人等の有する議決権数の当社議決権総数に占める割合は19.99%です。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役 会長		宮内正喜	(株)フジテレビジョン代表取締役会長
代表取締役 社長		金光修	(株)フジテレビジョン取締役 (株)ニッポン放送取締役 (株)産業経済新聞社監査役 (株)ビーエスフジ監査役 (株)ディノス・セシール取締役 (株)スペースシャワーネットワーク取締役
専務取締役	適正業務推進室・ 総務・人事担当	和賀井隆	(株)フジテレビジョン専務取締役 (株)仙台放送監査役
専務取締役	経理担当	羽原毅	(株)フジテレビジョン専務取締役 (株)サンケイビル監査役
取締役	経営企画・ 広報IR担当	清水賢治	(株)フジテレビジョン取締役 (株)ポニーキャニオン監査役 東映アニメーション(株)取締役
取締役相談役		日枝久	(株)フジテレビジョン取締役相談役 (株)産業経済新聞社取締役相談役 (株)サンケイビル取締役 関西テレビ放送(株)取締役 東海テレビ放送(株)取締役 (株)テレビ西日本取締役 北海道文化放送(株)取締役
取締役		遠藤龍之介	(株)フジテレビジョン代表取締役社長 北海道文化放送(株)取締役
取締役		岸本一郎	(株)フジテレビジョン専務取締役 (株)ビーエスフジ取締役
取締役		松村一敏	(株)フジテレビジョン常務取締役 (株)ディノス・セシール取締役 (株)仙台放送取締役 (株)テレビ新広島取締役
取締役		小川晋一	(株)フジテレビジョン常務取締役
取締役		石原隆	(株)フジテレビジョン取締役 (株)ポニーキャニオン取締役
取締役		吉本治	(株)フジテレビジョン取締役
取締役		清原武彦	(株)産業経済新聞社特別顧問 (株)フジテレビジョン取締役

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役		島谷能成	東宝(株)代表取締役社長 (株)フジテレビジョン取締役 (株)東京楽天地取締役 阪急阪神ホールディングス(株)取締役 (株)東京會館取締役
取締役		三木明博	(株)文化放送顧問 (株)フジテレビジョン取締役
取締役		福井澄郎	関西テレビ放送(株)取締役相談役 (株)フジテレビジョン取締役
取締役		内田優	東海テレビ放送(株)代表取締役会長 (株)フジテレビジョン取締役
取締役		寺崎一雄	(株)テレビ西日本代表取締役会長 (株)フジテレビジョン取締役
常勤監査役		尾上規喜	(株)フジテレビジョン監査役
常勤監査役		瀬田宏	(株)フジテレビジョン監査役
監査役		茂木友三郎	キッコーマン(株)取締役名誉会長 取締役会議長 (株)フジテレビジョン監査役 カルビー(株)取締役 (株)オリエンタルランド取締役 東武鉄道(株)監査役
監査役		南直哉	(株)フジテレビジョン監査役
監査役		奥島孝康	(公財)ボーイスカウト日本連盟理事長 (株)フジテレビジョン監査役 フクビ化学工業(株)取締役

- (注) 1. 取締役 島谷能成氏、三木明博氏、福井澄郎氏、内田優氏および寺崎一雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 茂木友三郎氏、南直哉氏および奥島孝康氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役 島谷能成氏および三木明博氏、監査役 茂木友三郎氏、南直哉氏および奥島孝康氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役 茂木友三郎氏は、キッコーマン(株)において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 監査役 南直哉氏は、東京電力(株)において経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. (株)フジテレビジョンは当社の連結子会社です。
7. 関西テレビ放送(株)は当社の持分法適用関連会社です。
8. 上記のほか、当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の利害関係はございません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役のうち、清原武彦氏、島谷能成氏、三木明博氏、福井澄郎氏、内田優氏および寺崎一雄氏とすべての監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	21名	316百万円(うち社外取締役	6名	24百万円)
監査役	5名	55百万円(うち社外監査役	3名	18百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は年額取締役960百万円、監査役180百万円です。(1987年6月25日第46回定時株主総会決議)
2. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額は43百万円です。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等

「1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(2)当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	発言状況
取締役	島 谷 能 成	10/11回	取締役会において必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、映画・演劇事業上場会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	三 木 明 博	11/11回	取締役会において必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、ラジオ事業会社元代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	福 井 澄 郎	9/9回	取締役会において必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、テレビ事業会社元代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	内 田 優	9/9回	取締役会において必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
取締役	寺 崎 一 雄	11/11回	取締役会において必要な発言を行うとともに、取締役会内外において、テレビ事業会社代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。

(注) 取締役 福井澄郎氏および内田優氏の取締役会出席回数は、2019年6月26日就任以降に開催された取締役会を対象としております。

地 位	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
監査役	茂 木 友三郎	10/11回	7/8回	取締役会および監査役会において必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、上場会社元代表取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。
監査役	南 直 哉	11/11回	8/8回	取締役会および監査役会において必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、上場会社元代表取締役としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。
監査役	奥 島 孝 康	9/11回	8/8回	取締役会および監査役会において必要な発言を行うとともに、取締役会および監査役会内外において、大学元総長、法学博士としての豊富な経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するための監査業務および助言・提言を行っています。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1)当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務

(監査証明業務)についての報酬等の額 38百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積の相当性などについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(2)当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 178百万円

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の会計事項に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	424,033
現金及び預金	76,126
受取手形及び売掛金	110,390
有価証券	97,536
たな卸資産	101,163
その他流動資産	39,725
貸倒引当金	△908
固定資産	830,346
有形固定資産	436,024
建物及び構築物	135,228
機械装置及び運搬具	12,420
土地	258,037
建設仮勘定	17,572
その他有形固定資産	12,765
無形固定資産	18,046
のれん	811
借地権	4,021
ソフトウェア	7,346
その他無形固定資産	5,867
投資その他の資産	376,276
投資有価証券	333,806
退職給付に係る資産	89
繰延税金資産	12,553
その他投資	31,599
貸倒引当金	△1,773
繰延資産	233
資産合計	1,254,613

科目	金額
負債の部	
流動負債	166,085
支払手形及び買掛金	40,976
電子記録債務	12,374
短期借入金	40,559
未払法人税等	4,411
返品調整引当金	673
役員賞与引当金	436
ポイント引当金	457
環境対策引当金	47
その他流動負債	66,148
固定負債	342,953
社債	20,000
長期借入金	182,829
繰延税金負債	64,028
再評価に係る繰延税金負債	11,935
役員退職慰労引当金	2,443
退職給付に係る負債	37,835
負ののれん	2,907
その他固定負債	20,974
負債合計	509,038
純資産の部	
株主資本	662,691
資本金	146,200
資本剰余金	173,794
利益剰余金	346,693
自己株式	△3,997
その他の包括利益累計額	72,739
その他有価証券評価差額金	76,475
繰延ヘッジ損益	△218
土地再評価差額金	1,479
為替換算調整勘定	△1,310
退職給付に係る調整累計額	△3,686
非支配株主持分	10,143
純資産合計	745,574
負債・純資産合計	1,254,613

連結損益計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		631,482
売上原価		445,767
売上総利益		185,715
販売費及び一般管理費		159,374
営業利益		26,341
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,532	
持分法による投資利益	5,182	
投資事業組合運用益	310	
その他営業外収益	1,368	10,395
営業外費用		
支払利息	1,178	
投資事業組合運用損	71	
シンジケートローン手数料	202	
その他営業外費用	429	1,881
経常利益		34,854
特別利益		
投資有価証券売却益	9,109	
厚生年金基金代行返上益	18,832	
その他特別利益	143	28,085
特別損失		
減損損失	3,709	
投資有価証券評価損	1,694	
その他特別損失	703	6,106
税金等調整前当期純利益		56,833
法人税、住民税及び事業税	10,134	
法人税等調整額	5,087	15,221
当期純利益		41,611
非支配株主に帰属する当期純利益		304
親会社株主に帰属する当期純利益		41,307

連結株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
当期首残高	146,200	173,680	315,956	△3,808	632,029	107,804
当期変動額						
剰余金の配当			△10,304		△10,304	
親会社株主に帰属する当期純利益			41,307		41,307	
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△188	△188	
土地再評価差額金取崩			△196		△196	
連結範囲の変動			△68	-	△68	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		113			113	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△31,328
当期変動額合計	-	113	30,737	△188	30,662	△31,328
当期末残高	146,200	173,794	346,693	△3,997	662,691	76,475

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△205	616	△995	△9,893	97,325	13,993	743,348
当期変動額							
剰余金の配当							△10,304
親会社株主に帰属する当期純利益							41,307
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△188
土地再評価差額金取崩							△196
連結範囲の変動							△68
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							113
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△12	862	△314	6,207	△24,585	△3,850	△28,436
当期変動額合計	△12	862	△314	6,207	△24,585	△3,850	2,226
当期末残高	△218	1,479	△1,310	△3,686	72,739	10,143	745,574

貸借対照表(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	133,494
現金及び預金	28,761
有価証券	97,402
前払費用	176
未取還付法人税等	2,480
その他流動資産	4,673
固定資産	618,688
有形固定資産	70,833
建物	39,391
構築物	97
機械及び装置	0
車両運搬具	23
工具器具備品	2,472
土地	28,847
無形固定資産	27
ソフトウェア	27
その他無形固定資産	0
投資その他の資産	547,827
投資有価証券	179,196
関係会社株式	358,645
その他の関係会社有価証券	5,957
長期貸付金	2,200
長期前払費用	32
前払年金費用	14
その他投資	1,829
貸倒引当金	△48
資産合計	752,182

科目	金額
負債の部	
流動負債	170,571
未払金	206
未払費用	222
未払法人税等	799
前受金	575
預り金	168,761
その他流動負債	5
固定負債	63,966
社債	20,000
繰延税金負債	35,850
退職給付引当金	12
負ののれん	1,778
預り保証金	5,582
その他固定負債	742
負債合計	234,538
純資産の部	
株主資本	443,188
資本金	146,200
資本剰余金	173,664
資本準備金	173,664
利益剰余金	123,323
利益準備金	4,385
その他利益剰余金	118,938
別途積立金	98,300
繰越利益剰余金	20,638
自己株式	△0
評価・換算差額等	74,455
その他有価証券評価差額金	74,455
純資産合計	517,643
負債・純資産合計	752,182

損益計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		18,222
営業費用		6,689
営業利益		11,533
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,789	
投資事業組合運用益	318	
負ののれん償却額	355	
雑収入	20	3,483
営業外費用		
支払利息	118	
投資事業組合運用損	70	
雑損失	14	204
経常利益		14,812
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	5,510	
厚生年金基金代行返上益	89	5,601
特別損失		
関係会社株式評価損	2,846	
その他特別損失	2	2,848
税引前当期純利益		17,565
法人税、住民税及び事業税	1,032	
法人税等調整額	△202	830
当期純利益		16,735

株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	146,200	173,664	4,385	98,300	14,207
当期変動額					
剰余金の配当					△10,304
当期純利益					16,735
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	－	－	6,430
当期末残高	146,200	173,664	4,385	98,300	20,638

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△0	436,757	103,948	540,706
当期変動額				
剰余金の配当		△10,304		△10,304
当期純利益		16,735		16,735
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△29,493	△29,493
当期変動額合計	－	6,430	△29,493	△23,062
当期末残高	△0	443,188	74,455	517,643

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 英 之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 田 英 之 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 本 間 愛 雄 ㊞
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社フジ・メディア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 尾上規喜 ㊟

常勤監査役 瀬田 宏 ㊟

監査役(社外監査役) 茂木 友三郎 ㊟

監査役(社外監査役) 南 直哉 ㊟

監査役(社外監査役) 奥島 孝康 ㊟

以上

- ・本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・本株主総会におきまして、お土産のご用意および軽食のご提供はございません。また、会場内におけるご飲食をお断りいたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場 ご案内図

日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

会場 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階 パレロワイヤル
電話03-5500-6711(代表)



交通

ゆりかもめ 「台場駅」 (新橋駅から15分) 下車 徒歩約1分
(豊洲駅から16分)

りんかい線 「東京テレポート駅」 (新木場駅から7分) 下車 徒歩約10分
(大崎駅から11分)

株式会社 **フジメディア・ホールディングス**

〒137-8088 東京都港区台場二丁目4番8号
<https://www.fujimediahd.co.jp/>